

女性の活躍に関する「情報公表」

社会福祉法人 京都総合福祉協会

対象期間：令和 6 年事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

●男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の割合)
正規労働者	87.1%
非正規労働者	88.9%
全労働者	75.9%

対象期間：令和 6 年事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

対象労働者の範囲：正規労働者：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

非正規労働者：定年後再雇用の契約職員、パートタイム労働者、
有期雇用労働者、派遣職員は含んでいない。

賃金の範囲：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

・採用した労働者に占める女性労働者の割合（2024 年度） 70.0%

男性：正規労働者 7 名、非正規労働者 11 名

女性：正規労働者 12 名、非正規労働者 30 名

●職業生活と家庭生活の両立

・男女の平均継続勤続年数の差異

男性 11 年 1 ヶ月 女性 10 年 0 ヶ月 差異 1 年 1 ヶ月

（注釈・説明）

- ・男女の賃金の差異とは「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」を表している。
- ・正規労働者については課長級、係長級及び主任級で男性の方が多いため、差が生じている。また、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、相対的に賃金水準の低い女性労働者が増えたからと考えられる。
- ・労働者数：男性 213 人、女性 383 人（平成 7 年 3 月 31 日現在）